

天草地域森林計画 変更計画書

(天草森林計画区)

計画期間 { 自 令和 3 年 (2 0 2 1 年) 4 月 1 日
至 令和 1 3 年 (2 0 3 1 年) 3 月 3 1 日 }

令和 3 年度 (2 0 2 1 年度) 変更

熊 本 県

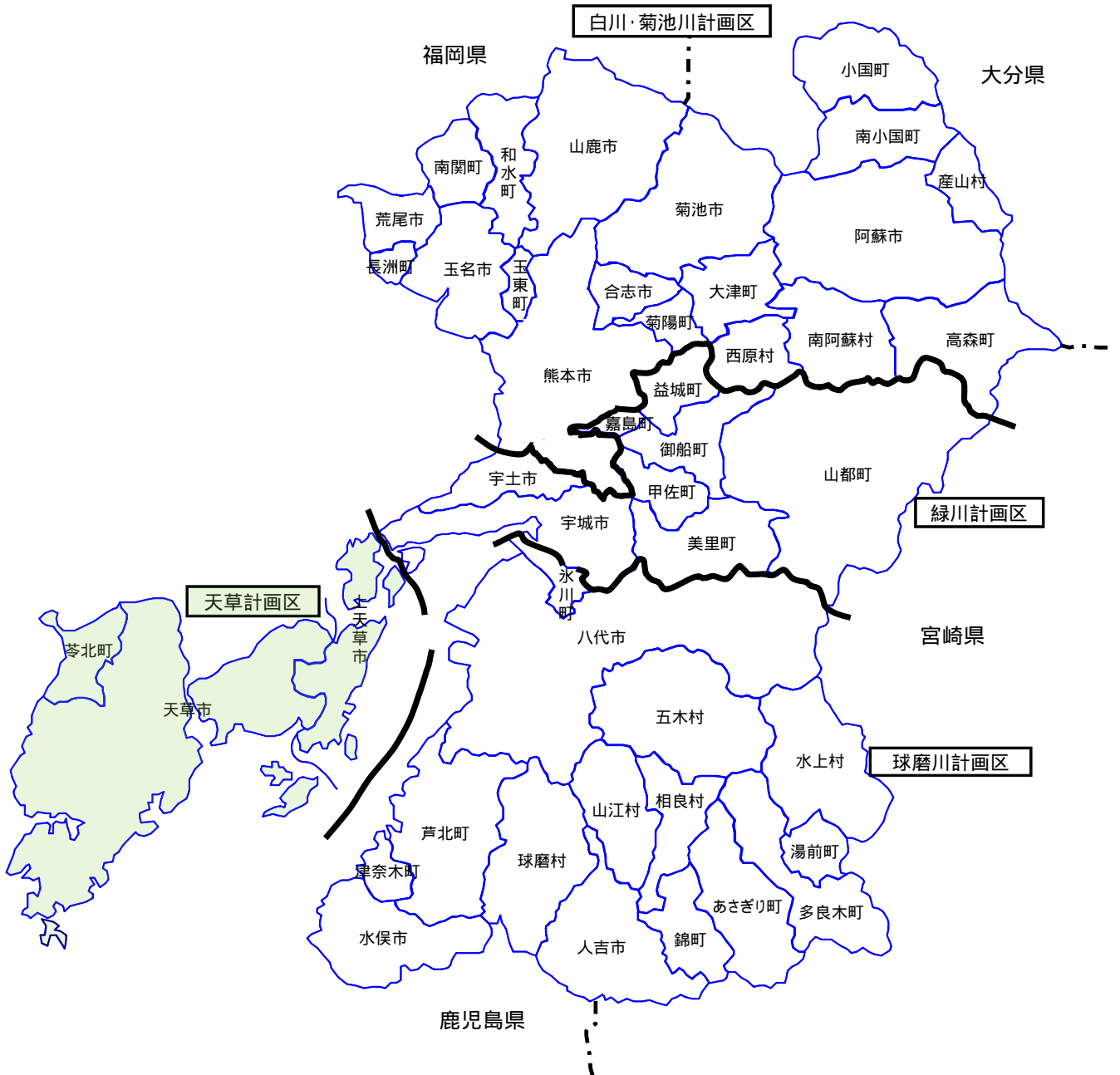
目 次

計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
計画事項	2
第1 計画の対象とする森林の区域	2
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項	6
第3 森林の整備に関する事項	7
1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	7
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	
(3) その他必要な事項	
2 造林に関する事項	9
(1) 人工造林に関する指針	
(2) 天然更新に関する指針	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4) その他必要な事項	
3 間伐及び保育に関する事項	11
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法 に関する指針	
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	
(3) その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	13
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
(6)	その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	15
(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
(2)	森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5)	林産物の搬出方法等	
(6)	その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	17
1	森林の土地の保全に関する事項	17
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(4)	その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	18
(1)	保安林の整備に関する方針	
(2)	保安施設地区の指定に関する方針	
(3)	治山事業の実施に関する方針	
(4)	特定保安林の整備に関する事項	
(5)	その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	18
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
(2)	その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	18
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3)	林野火災の予防の方針	

(4) その他必要な事項	
第 5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	18
(1) 保健機能森林の区域の基準	
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第 6 計画量等	19
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	19
2 間伐面積	19
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	19
4 林道の開設及び拡張に関する計画	19
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	21
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業 方法及び時期	23
第 7 その他必要な事項	23
1 保安林その他制限林の施業方法	23
(附) 参考資料	24

森林計画区位置図



【変更の理由等】

- 1 変更を要する理由
森林法第5条第1項の規定に基づき策定した天草地域森林計画の一部を、同条第5項の規定に基づき変更する。
- 2 効力の発生
令和4年（2022年）4月1日から効力を生ずる。

計画の大綱

- 1 森林計画区の概況〔変更なし〕
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価〔該当なし〕
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林に対する要請

2015年に、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択（2016年発効）され、2020年以降の気候変動対策の新たな法的枠組みが定められたことにより、二酸化炭素の吸収源として機能する森林の役割、再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されている。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が社会全体で高まっている。森林は、SDGsの目標15の中に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、様々な目標に関連しており、森林分野においても様々な取組が広がっている。

さらに、SDGsの目標13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」となっている。国では、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが宣言された。本県においても、令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実績ゼロ」を目指すことを宣言しており、大気中の温室効果ガスを吸収する吸収源として森林は大きな役割を担っている。

一方、令和2年7月豪雨等の災害の発生により流域全体で治水対策を講じる、いわゆる「流域治水」対策に森林の整備が求められるなど、森林に対する県民の期待は、木材等林産物の供給や県土の保全をはじめ、水源の涵養、保健休養の場の提供、自然環境の保全及び形成等、多様化かつ高度化している。

特に、本計画区は、島嶼地域であるため水の確保への関心が強く、また、雲仙天草国立公園特別地域が存在するため、景観保全への関心も強い地域である。

本県では、森林の持つ水源の涵養、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図ることが求められる中、平成17年（2005年）4月から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入し、第4期となる令和2年度（2020年度）からは「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」、「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」を2本柱に取組を実施している。

(2) 計画区の民有林の現状〔変更なし〕

(3) 森林の整備及び保全の推進方向〔変更なし〕

計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表 - 1 のとおりである。

表 - 1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市 町 村	面 積 (ha)
総 数	56,876.05
上 天 草 市	7,349.46
天 草 市	45,385.98
苓 北 町	4,140.61

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)

保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

2 森林計画図は、熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県天草広域本部農林水産部林務課において縦覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標〔変更なし〕

(2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持増進を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう適正かつ計画的な森林の施業及び保管理を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

さらに、森林の状況を適確に把握するため森林クラウドシステムの効果的な活用を図る。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

(ア) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 山地災害防止機能 / 土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能 / 土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

とする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表 - 3 のとおり定める。

表 - 3 単位 面積：ha

区 分		計画期首	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	23,202	22,296
	育 成 複 層 林	406	1,286
	天 然 生 林	32,967	32,993
立木地の森林蓄積(m ³ /ha)		240	267

注) 1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(1)により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、植栽又は播種により造成された単一の樹冠層を構

成する森林（天然木の割合が25%以下のものを含む。）で、本県のスギ・ヒノキ等の人工林の大部分が該当する。天然林の場合、ぼう芽更新等と人為の組み合わせにより造成された単一の樹冠層を構成する森林で、本県のクヌギぼう芽林の大部分が該当する。

- 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層（2）を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、上層木の択伐（3）等及び樹下植栽により造成された複数の樹冠層を構成する森林（樹下植栽によらないもので、天然木の割合が25%を超えるものを含む。）、天然林の場合、上層木の択伐等及び天然下種更新等により造成された複数の樹冠層を構成する森林をいう。

- 3 「天然生林」は、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいう。

具体的には、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外の森林で、区分上、伐採跡地、未立木地及び竹林を含めている。

- 4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地（4）及び特殊林（5）を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

（1）「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。

（2）「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものである。

（3）「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）することである。

（4）「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。

（5）「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

2 その他必要な事項〔変更なし〕

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の伐採立木材積（表 - 12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を考慮して、立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨として、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

ア 立木の伐採（主伐）

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（以下、「伐採・搬出指針」という）を踏まえ実施することとする。その際、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図り、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとする。

さらに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

なお、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的

樹種以外樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表 - 4 を目安として定めるものとする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

表 - 4 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
天 草 計 画 区	ス ギ	一 般 材	中仕立	2 7 cm	4 0 年
		大 径 材	中仕立	3 6 cm	7 0 年
	ヒノキ	一 般 材	中仕立	2 2 cm	4 5 年
		大 径 材	中仕立	3 2 cm	8 0 年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針〔変更なし〕

(3) その他必要な事項〔変更なし〕

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表 - 14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等経済的条件や気象、地質、地形、土壌等自然的条件等を考慮し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主体に定めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における広葉樹造林の手引き」(熊本県発行)等を参考として、地域の自然条件等に適した樹種を選定するものとする。

(イ) 森林所有者等が定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な樹種の選択がなされるよう留意するものとする。

(ウ) マツ林については、松くい虫の被害防除対策を適切に行うとともに、マツ林の造成に当たっては、抵抗性マツの植栽を推進することとする。

(エ) 苗木の選定については、特定苗木等の成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木を積極的に用いることに努めることとする。

- イ 人工造林の標準的な方法に関する指針〔変更なし〕
- ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針〔変更なし〕

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

- ア 天然更新の対象樹種に関する指針〔変更なし〕
- イ 天然更新の標準的な方法に関する指針〔変更なし〕
- ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針〔変更なし〕

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定め、原則、小班ごとに設定するものとする。

なお、天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものをいう。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、早期に森林の公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とするものについても、当区域に設定することを検討するものとする。

(4) その他必要な事項〔変更なし〕

3 間伐及び保育に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積(表 - 12)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 〔変更なし〕

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、森林所有者等が森林の保育作業を行う際の規範として定めるもので、表 - 8に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を考慮して、保育の時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

表 - 8 保育の種類別の標準的な実施時期

保育の種類	樹種	実施時期(林齢)																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
下刈り	スギ ヒノキ	←-----▶																
つる切り								←	-----									▶
除伐								←	-----									▶

注) 特定苗木等の活用により、植栽木が健全に生育し、下刈りの必要性が無くなった場合には、作業の省力化・効率化のため、実施期間の短縮に努めるものとする。

(3) その他必要な事項〔変更なし〕

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

公益的機能別施業森林とは、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道等路網の整備状況、住民の意向等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林のことである。

公益的機能別施業森林には、下記の(1)のアの(ア)水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、同(イ)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当し、公益的機能別施業森林等の「等」については(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当することとなる。

公益的機能別施業森林等の区域における施業については、それぞれの区分ごとにその整備目標に応じた施業の方法を定め、たうえで推進していくこととする。

なお、公益的機能別施業森林等の区域及びその整備に関する事項等は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針〔変更なし〕

(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域の合意形成を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

この際、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

イ 施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表 - 4 を目安として定めるものとする。

(3) その他必要な事項〔変更なし〕

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進するものとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進するものとする。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

なお、基幹路網の現状は次のとおりである。

表 - 9 基幹路網の現状

区分	路線数	既設延長 (m)
基幹路網	62	201,039
うち林業専用	1	1,466

注)
本表の路線延長には、改築延長を含まない。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方

林道、林業専用道や森林作業道など車両や林業機械が走行する路網における効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表 - 10を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表 - 11を参考に定めるものとする。

表 - 10 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位：m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
		基幹路網	
緩傾斜地(0～15°)	車両系	110～250	30～40
中傾斜地(15～30°)	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～75	
急傾斜地(30～35°)	車両系	60～150	16～26
	架線系	20～50	
急峻地(35°～)	架線系	5～15	5～15

注1) 「急傾斜地」の書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

表 - 11 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地(0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスタ	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地(15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		100～300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地(30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150～500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急峻地(35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的考え方〔変更なし〕

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方〔変更なし〕

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、伐採・搬出指針を踏まえた搬出方法とする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法〔該当なし〕

(6) その他必要な事項〔変更なし〕

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針〔変更なし〕

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針〔変更なし〕

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業経営体の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。その経営基盤を強化するため、本県では、広域合併推進基本計画に基づき、森林組合の広域合併を推進してきたところであり、本計画区内においては、平成14年に天草地域森林組合が発足している。

引き続き森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、令和3年(2021年)4月現在で天草地域森林組合及び1林業経営体が、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき、雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る改善計画の知事認定(以下「認定事業体」という。)を受けている。県と公益財団法人熊本県林業従事者育成基金(熊本県林業労働力支援センター)(以下「育成基金」という。)との連携により経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業経営体については知事認定に向けた指導・支援を推進する。

さらに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体へ育成を図る者を「熊本県版育成経営体」として新たに県が選定し、支援する。

イ 林業従事者の確保・育成

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の確保・育成が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、平成27年国勢調査によると202人で前回調査(平成22年:208人)と比較して6人減少しており、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)」に基づき平成30年度(2018年度)に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の確保・育成のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年(2019年)4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの研修等各種研修を実施し、優秀な林業従事者の育成に努める。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進等の就業環境、並びに雇用条件の整備に対する支援、事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

なお、本計画区内においては、認定事業体に平成28～令和2年度(2016～2020年度)の5カ年間で25人の新規就業者が林業に従事している。

さらに、森林組合などの林業経営体と建設業や造園業などが連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域における林業と異業種が連携した取組を支援する。

ウ 林業後継者の育成〔変更なし〕

- (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針〔変更なし〕
- (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針〔変更なし〕
- (6) その他必要な事項〔変更なし〕

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

- (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区〔変更なし〕
- (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法〔変更なし〕

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

また、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

(4) その他必要な事項〔変更なし〕

2 保安施設に関する事項

- (1) 保安林の整備に関する方針〔変更なし〕
- (2) 保安施設地区の指定に関する方針〔変更なし〕
- (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木補足式治山ダムの設置や渓流域での危険木の伐採など、流域治水の取組と連携した施策も図ることとする。

- (4) 特定保安林の整備に関する事項〔変更なし〕
- (5) その他必要な事項〔変更なし〕

3 鳥獣害の防止に関する事項〔変更なし〕

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項〔変更なし〕

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項〔変更なし〕

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 〔変更なし〕

2 間伐面積 〔変更なし〕

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位：ha

区分	総数	人工造林	天然更新
総数	3,223	2,227	996
前半5カ年の計画量	1,514	1,014	500

4 林道の開設及び拡張に関する計画 〔変更なし〕

開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等については、表 - 16 のとおり

表 - 16 開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等

計画期間(R3.4.1～R13.3.31)

単位 延長:m

種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5か 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備考
						改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
管理		上天草市	東浦大作山線	3,138	3,138			3,138			101A	無	
管理		上天草市	八幡線	1,148	1,148			1,148			103A	無	
管理		上天草市	神代線	2,200	2,200			2,200			201A	無	
管理		上天草市	平山線	4,139	4,139				4,139		201B	無	
管理		上天草市	白嶽線	4,495	4,495			200			205A	有	
		上天草市 計		15,120	15,120			6,686	4,139				
基幹		天草市	本渡大江線	21,041	21,041			1,573			21	無	
基幹		天草市	苓北天草線	5,920	5,920			2,227			87	無	
管理		天草市	西河内線	4,637	4,637				4,637		109A	無	
管理		天草市	魚貫崎線	1,109	1,109			500			112A	無	
管理		天草市	六郎次線	4,165	4,165			1,805			113A	無	
管理		天草市	ヤイラギ線	3,213	3,213			1,000	810		114A	無	
管理		天草市	菅水道1号線	2,169	2,769		550		600		115A	無	
管理		天草市	仁田山線	2,269	2,269			1,000			122A	無	
管理		天草市	狸山線	3,246	3,246			1,127			128A	無	
管理		天草市	合ヶ迫集り線	2,257	1,880			400			129A	無	
管理		天草市	根引山線	2,186	2,186			2,186			133A	無	
管理		天草市	柱岳線	3,166	3,166			1,000	3,200		134A	無	
管理		天草市	今田線	6,412	6,412				6,412		138A	無	218A 138A
管理		天草市	赤城山線	3,391	3,391				3,391		201A	無	
管理		天草市	権現平線	1,860	3,500		100	1,400			202A	無	
管理		天草市	是持線		3,000		500				203A	無	
管理		天草市	食場帽子岳線		4,350		735				204A	無	
管理		天草市	大平線		6,200		1,000				205A	無	
管理		天草市	大林線		3,000		1,500		3,000		206A	無	
管理		天草市	稲米河内線		4,200		1,000				208A	無	
管理		天草市	大田平線		1,980		500				209A	無	
管理		天草市	南善賀線		2,500		1,250				210B	無	
管理		天草市	内の原線		2,990		1,495				211A	無	
管理		天草市	烏峠線		3,861		1,930				212A	無	
管理		天草市	平～高見線		2,000		1,000				213A	無	
管理		天草市	恵美須崎線	3,128	3,137				2,396		214A	無	
管理		天草市	春木軍ヶ浦線		3,000		500				215A	無	
管理		天草市	里線		3,000		500				216A	無	
管理		天草市	頭岳線		6,100		1,000				217A	無	
管理		天草市	葛河内線		4,600		1,000				219A	無	
管理		天草市	恵ヶ久保線		5,700		1,000				220A	無	
管理		天草市	嵐口線		4,000		1,082				222B	無	
		天草市 計		70,169	128,522		16,642	14,218	24,446				
基幹		苓北町	苓北天草線	18,773	18,773			472			87	有	
管理		苓北町	中村仁田尻線	238	238				238		102A	無	
管理		苓北町	千保線	3,453	3,453				3,453		105A	無	
管理		苓北町	年平線	2,203	2,203				2,203		106A	無	
管理		苓北町	鶴の尾線	2,196	2,196				2,195		107A	無	
管理		苓北町	金井の森線	2,693	2,693				2,693		203A	無	
管理		苓北町	萱の木線	4,746	4,746				4,746		206A	無	
		苓北町 計		34,302	34,302			472	15,528				
天草地域計				119,591	177,944		16,642	21,376	44,113				
総 計				119,591	177,944		16,642	21,376	44,113				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1)保安林として管理すべき森林の種類別面積等
〔変更なし〕

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
〔該当なし〕

(3) 実施すべき治山事業の数量
表 - 20 のとおり

表 - 20 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	前半5カ年 計画地区数	主な工種	備考
市 町 村	区 域				
総 数		145	85		
上 天 草 市	大矢野町中	6	5	山腹工、森林整備	
	大矢野町登立	2	2	山腹工、森林整備	
	大矢野町維和	1	1	山腹工、森林整備	
	大矢野町上	3	2	山腹工、森林整備	
	松島町阿村	1	0	山腹工	
	松島町合津	3	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	松島町今泉	5	4	山腹工、森林整備	
	松島町教良木	2	1	森林整備、山腹工	
	松島町内野河内	2	1	溪間工、森林整備	
	姫戸町二間戸	5	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	姫戸町姫浦	4	4	溪間工、森林整備	
	龍ヶ岳町大道	3	2	溪間工、森林整備	
	龍ヶ岳町樋島	1	1	溪間工、山腹工	
	龍ヶ岳町高戸	1	0	溪間工	
	小 計	39	28		
	天 草 市	炉宇土町	3	1	溪間工、山腹工、森林整備
楠浦町		2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
宮地岳町		2	1	溪間工、山腹工	
志柿町		2	2	溪間工、森林整備	
本町		5	3	溪間工、森林整備、山腹工	
本渡町本渡		6	5	溪間工、山腹工	
牛深町		3	2	山腹工	
魚貫町		2	1	山腹工、森林整備	
二浦町		1	1	森林整備	
久玉町		5	4	山腹工	
深海町		2	1	溪間工	
亀場町		2	2	山腹工、森林整備	
有明町楠甫		2	1	山腹工、森林整備	
有明町大浦		2	0	山腹工、森林整備	
有明町赤崎		1	0	山腹工	
有明町上津浦		1	0	森林整備	
御所浦町御所浦		2	2	溪間工、山腹工	
御所浦町牧島		2	1	山腹工	
御所浦町横浦		1	0	山腹工	
倉岳町浦		1	0	森林整備	
倉岳町棚底		1	0	森林整備	
倉岳町宮田		1	0	溪間工	
栖本町湯船原		1	0	森林整備	
栖本町河内		1	0	森林整備	
栖本町打田		1	0	溪間工	
新和町大宮地		1	0	溪間工、山腹工	
新和町小宮地		1	0	溪間工、山腹工	
新和町大多尾		1	0	溪間工、山腹工	
新和町中田		1	0	溪間工	
新和町碓石		1	0	溪間工、山腹工	
五和町手野		1	1	森林整備	
五和町御領		2	1	溪間工、山腹工	
五和町城河原		2	1	森林整備	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施 行地区数	前半5ヵ年 計画地区数	主な工種	備考
市 町 村	区 域				
天 草 市	天草町大江	1	0	溪間工、山腹工	
	天草町高浜南	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	天草町下田北	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町宮野河内	2	1	溪間工、山腹工	
	河浦町崎津	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町今富	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町今田	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町新合	1	1	溪間工、森林整備	
	河浦町河浦	4	2	溪間工、山腹工	
	河浦町白木河内	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	河浦町立原	2	1	溪間工、森林整備	
	河浦町久留	1	0	溪間工	
	河浦町路木	2	1	溪間工	
	小 計	87	43		
苓 北 町	都呂々	9	7	溪間工、山腹工、森林整備	
	坂瀬川	2	1	森林整備	
	志岐	5	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	上津深江	1	0	森林整備	
	年柄	2	2	溪間工、山腹工	
	小 計	19	14		
天草地域計		145	85		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期 【該当なし】

第7 その他必要な事項 【変更なし】

(附) 參考資料

林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む）

計画期間(R3.4.1~R13.3.31)

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年 5か年 の計画 箇所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		上天草市	東浦大作山線	3,138	3,138			3,138			101A	無	
既設	管理		上天草市	大川線	2,588	2,588						102A	無	
既設	管理		上天草市	八幡線	1,148	1,148			1,148			103A	無	
既設	管理		上天草市	大作山河内線	729	729						104B	無	
既設	管理		上天草市	神代線	2,200	2,200			2,200			201A	無	
既設	管理		上天草市	平山線	4,139	4,139				4,139		201B	無	
新規開設	管理		上天草市	大川大谷線		4,000						202A	無	
新規開設	管理		上天草市	石原線		2,200						203A	無	
既設	管理		上天草市	矢嶽線	2,158	2,158						204B	有	
既設	管理		上天草市	白嶽線	4,495	4,495			200			205A	有	
新規開設	管理		上天草市	高戸線		2,000						206A	無	
新規開設	管理		上天草市	大道線		1,300						207A	無	
			上天草市 計		20,595	30,095			6,686	4,139				
既設	基幹		天草市	本渡大江線	21,041	21,041			1,573			21	無	
既設	基幹		天草市	苓北天草線	5,920	5,920			2,227			87	無	
既設	基幹		天草市	下天草東部線	24,173	24,173						90	無	
既設	管理		天草市	雪州線	2,763	2,763						101A	無	
既設	管理		天草市	大野線	619	619						102A	無	
既設	管理		天草市	船頭崎椎場線	850	850						103A	無	
既設	管理		天草市	市古木線	387	387						104A	無	
既設	管理		天草市	宇土線	130	130						105A	無	
既設	管理		天草市	広野線	3,241	3,241						106A	無	
既設	管理		天草市	見付河内線	387	387						107A	無	
既設	管理		天草市	西河内線	4,637	4,637				4,637		109A	無	
既設	管理		天草市	下平線	750	750						110A	無	
既設	管理		天草市	中河内線	1,015	1,015						111A	無	
既設	管理		天草市	魚貴崎線	1,109	1,109			500			112A	無	
既設	管理		天草市	六郎次線	4,165	4,165			1,805			113A	無	
既設	管理		天草市	ヤイラギ線	3,213	3,213			1,000	810		114A	無	
先線開設	管理		天草市	菅水道1号線	2,169	2,769		550		600		115A	無	
既設	管理		天草市	草積線	1,719	1,719						116A	無	
既設	管理		天草市	古屋敷線	3,447	3,447						117A	無	
既設	管理		天草市	藤木場線	2,169	2,169						118A	無	
既設	管理		天草市	中浦葉山線	1,631	1,631						119A	無	
既設	管理		天草市	矢筈岳線	1,111	1,111						120A	無	
既設	管理		天草市	米山線	287	287						121A	無	
既設	管理		天草市	仁田山線	2,269	2,269			1,000			122A	無	
既設	管理		天草市	切越小峰線	4,452	4,452						123A	無	
既設	管理		天草市	天神山線	2,119	2,119						124A	無	
既設	管理		天草市	二ツ岳線	2,776	2,776						125A	無	
既設	管理		天草市	四万河内線	856	856						127A	無	
既設	管理		天草市	狸山線	3,246	3,246			1,127			128A	無	
既設	管理		天草市	合ヶ迫集り線	2,257	1,880			400			129A	無	
既設	管理		天草市	上平線	634	634						130A	無	
既設	管理		天草市	村中線	580	580						131A	有	
既設	管理		天草市	竹の平線	247	247						132A	無	
既設	管理		天草市	根引山線	2,186	2,186			2,186			133A	無	
既設	管理		天草市	柱岳線	3,166	3,166			1,000	3,200		134A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年 5ヵ年 の計 画箇 所	路線 コード	国 調整	備考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		天草市	阿津木線	1,710	1,710						135A	無	
既設	管理		天草市	間伏線	1,110	1,110						136A	無	
既設	管理		天草市	屏風山線	2,957	2,957						137A	無	
既設	管理		天草市	今田線	6,412	6,412				6,412		138A	無	218A 138A
既設	管理		天草市	赤城山線	3,391	3,391				3,391		201A	無	
既設	管理		天草市	権現平線	1,860	3,500		100	1,400			202A	無	
新規開設	管理		天草市	是持線		3,000		500				203A	無	
新規開設	管理		天草市	食場帽子岳線		4,350		735				204A	無	
新規開設	管理		天草市	大平線		6,200		1,000				205A	無	
新規開設	管理		天草市	大林線		3,000		1,500		3,000		206A	無	
既設	管理		天草市	石神線	3,186	3,186						207A	無	
新規開設	管理		天草市	稲米河内線		4,200		1,000				208A	無	
新規開設	管理		天草市	大田平線		1,980		500				209A	無	
新規開設	管理		天草市	南善賀線		2,500		1,250				210B	無	
新規開設	管理		天草市	内の原線		2,990		1,495				211A	無	
新規開設	管理		天草市	烏峠線		3,861		1,930				212A	無	
新規開設	管理		天草市	平～高見線		2,000		1,000				213A	無	
既設	管理		天草市	恵美須崎線	3,128	3,137				2,396		214A	無	
新規開設	管理		天草市	春木軍ヶ浦線		3,000		500				215A	無	
新規開設	管理		天草市	里線		3,000		500				216A	無	
新規開設	管理		天草市	頭岳線		6,100		1,000				217A	無	
新規開設	管理		天草市	葛河内線		4,600		1,000				219A	無	
新規開設	管理		天草市	恵ヶ久保線		5,700		1,000				220A	無	
既設	管理		天草市	菅水道2号線	2,684	2,684						221B	無	
新規開設	管理		天草市	嵐口線		4,000		1,082				222B	無	
既設	専用道(規格)		天草市	隠連木4号線	1,466	1,466								
			天草市 計		139,625	201,978		16,642	14,218	24,446				
既設	基幹		苓北町	苓北天草線	18,773	18,773				472		87	有	
既設	管理		苓北町	猿の越線	2,965	2,965						101A	無	
既設	管理		苓北町	中村仁田尻線	238	238				238		102A	無	
既設	管理		苓北町	蔭平線	1,387	1,387						103A	無	
既設	管理		苓北町	高葉山線	2,165	2,165						207A	無	
既設	管理		苓北町	千保線	3,453	3,453				3,453		105A	無	
既設	管理		苓北町	年平線	2,203	2,203				2,203		106A	無	
既設	管理		苓北町	鶴の尾線	2,196	2,196				2,195		107A	無	
既設	管理		苓北町	金井の森線	2,693	2,693				2,693		203A	無	
既設	管理		苓北町	萱の木線	4,746	4,746				4,746		206A	無	
			苓北町 計		40,819	40,819				472	15,528			
			天草地域計		201,039	272,892		16,642	21,376	44,113				
			総 計		201,039	272,892		16,642	21,376	44,113				



発行者：熊本県

所 属：森林整備課

発行年度：令和3年度（2021年度）

再生紙を使用しています

本文は、間伐材パルプ 30%、古紙パルプ 70%を原料とした用紙を使用しています。